

議案第 16 号

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

東京都道路占用料等徴収条例(昭和 27 年東京都条例第 100 号)の改正に準じ、道路占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町道路占用料徴収条例(平成 15 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部中「2, 210」を「2, 020」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の部中「30」を「31」に、「61」を「62」に、「300」を「310」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の部中「1, 100」を「1, 010」に、「660」を「600」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の部中「22」を「20」に、「2, 210」を「2, 020」に改め、同表道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)第 7

条第 1 号に掲げる物件の部中「2, 2 1 0」を「2, 0 2 0」に、
「2 2」を「2 0」に、「2 2, 1 0 0」を「2 0, 2 0 0」に、
「1 1, 0 0 0」を「1 0, 1 0 0」に改め、同表令第 7 条第 4 号
に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場の項
中「2, 2 1 0」を「2, 0 2 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

新				旧			
第1条から第6条 略				第1条から第6条 略			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占有物件		占用料		占有物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	略	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	略
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,020</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,210</u>
	略	略	略		略	略	略
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	長さ1メートルにつき1年	略	法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	長さ1メートルにつき1年	略
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>31</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>30</u>
	略		略		略		略
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>62</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>61</u>
	略		略		略		略
	外径が1メートル以上のもの		<u>310</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>300</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略	略	略	法第32条第1項第5号に掲げる施設	略	略	略
	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,010</u>		上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
	地下に設ける通路		<u>600</u>		地下に設ける通路		<u>660</u>

	略		略		略		略
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>20</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>22</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,020</u>		商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,210</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,020</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,210</u>
	略	略	略		略	略	略
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日		旗ざお及び幕	祭礼、縁日に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年			その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年
	アーチ式工作物	1基につき1年	<u>20,200</u>		アーチ式工作物	1基につき1年	<u>22,100</u>
	その		<u>10,100</u>		その		<u>11,000</u>

		他の もの		
略		略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,020</u>	
略		略	略	
備考 略				
<u>附 則</u>				
<u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>				

		他の もの		
略		略	略	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,210</u>	
略		略	略	
備考 略				